

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所 工務課

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事
工事地名	山梨県北杜市白州町台ヶ原2310-13

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 6月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 6月
2) 事務所名	富士川砂防事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026061013	1 4) 単価適用年月	2026年 6月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 6月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	1 式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	274日間 自 令和 8年 7月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	山梨県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	北杜地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	富士川	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 6月 3日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：
----------	-------	----------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電気設備(機器単体)			式	1		33,154,200			
電源設備			式	1		33,154,200			
発電設備			式	1		33,154,200			
発動発電装置		非常用発動発電装置（ 発電機盤搭載型）【屋 内】キュービクル型 低騒 音型(75dB以下)	台	1	16,600,000	16,600,000			単-1号
排気ダンパ		電動ダンパ1,150×500	個	1	51,500	51,500			単-2号
排気ダクト		フード含む	個	1	3,450,000	3,450,000			単-3号
吸気ダンパ		自動ダンパ1,200×500	個	1	52,700	52,700			単-4号
吸気ダクト		フード含む	個	1	500,000	500,000			単-5号
耐雷変圧器（三相）		屋内自立（据置）型、 1φ3W210V、20KVA	台	1	1,600,000	1,600,000			単-6号
耐雷変圧器（单相）		屋内自立（据置）型、 1φ3W210-105V、30KVA	台	1	1,850,000	1,850,000			単-7号
切替盤			面	1	7,650,000	7,650,000			単-8号

設計内訳書

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
遠方監視盤			個	1	1,400,000	1,400,000			単-9号
機器単体費			式	1		33,154,200			
電気設備			式	1		2,732,550			
電源設備工			式	1		2,659,050			
発電設備設置工			式	1		1,812,390			
発動発電設備設置		発動発電設備設置	式	1		1,486,600			内-1号
耐雷変圧器設置			台	1	16,550	16,550			単-10号
耐雷変圧器設置 2台目以降			台	1	11,590	11,590			単-11号
切替盤設置			面	1	289,900	289,900			単-12号
遠方監視盤設置			個	1	7,750	7,750			単-13号
配管・配線工			式	1		132,838			
CVT38 材料のみ			m	12	3,061	36,732			単-14号

設計内訳書

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
CV14-3C 材料のみ			m	22	1,183	26,026			単-15号
CV22-3C 材料のみ			m	25	1,824	45,600			単-16号
CPEV0.5-15P 材料のみ			m	51	480	24,480			単-17号
発電設備撤去工			式	1		713,822			
発動発電設備撤去		発動発電機撤去 撤去 (不使用)、付属品含む	式	1		695,880			内-2号
耐雷変圧器盤撤去			台	1	8,275	8,275			単-18号
耐雷変圧器盤撤去 2台目以降			台	1	5,792	5,792			単-19号
遠方監視盤撤去			個	1	3,875	3,875			単-20号
工場製品輸送工			式	1		73,500			
輸送工			式	1		73,500			
輸送(電気)		機器輸送	式	1		73,500			内-3号
直接工事費			式	1		2,732,550			

設計内訳書

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費			式	1		241,800			
共通仮設費			式	1		6,800			
技術管理費			式	1		6,800			
電気通信施設資産管理用データ作成費			式	1		6,800			内-4号
共通仮設費 (率計上)			式	1		235,000			
純工事費			式	1		2,974,350			
現場管理費			式	1		1,186,000			
機器間接費			式	1		4,202,000			
技術者間接費			式	1		178,000			
機器管理費			式	1		4,024,000			
工事原価			式	1		8,362,350			
一般管理費等			式	1		1,983,450			

設計内訳書

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工事価格		式	1		43,500,000				
消費税相当額		式	1		4,350,000				
工事費計		式	1		47,850,000				

一式当たり内訳書

発動発電設備設置

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
発動発電設備据付	50kVA以下 新設 補正なし 据付あり 一体型 水冷式	台	1	1,324,000	1,324,000			
発動発電設備調整	50kVA以下 補正なし	台	1	162,600	162,600			
合 計					1,486,600			

一式当たり内訳書

発動発電設備撤去

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
発動発電設備据付	50kVA以下 撤去(不使用) 補正なし 据付あり 一体型 水冷式	台	1	661, 800	661, 800			
燃料小出槽設置	1000L以下 撤去(不使用) 補正なし	台	1	34, 080	34, 080			
合 計					695, 880			

一式当たり内訳書

輸送(電気)
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
輸送費 (電気)	73500円/台	台	1	73, 500	73, 500			
合 計					73, 500			

一式当たり内訳書

電気通信施設資産管理用データ作成費

第 4号内訳書

單僱使用年月	2026.06
步掛使用年月	2026.06
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000
単一1号	発動発電装置	非常用発動発電装置（発電機盤搭載型）【屋内】 キョービ [®] カル型 低騒音型(75dB以下)	単位	台	数量	1	単価 16, 600, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費（台）		16600000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	16, 600, 000	16, 600, 000	
計						16, 600, 000	
単価						16, 600, 000	円／台

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000
単一2号	排気ダンパ	電動ダンパ1, 150×500	単位	個	数量	1	単価 51, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費（個）		51500円/個 機器製作及び据付・調整を行う	個	1	51, 500	51, 500	
計						51, 500	
単価						51, 500	円／個

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000
単一3号	排気ダクト	フード含む	単位	個	数量	1	単価 3, 450, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費（個）		3450000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	個	1	3, 450, 000	3, 450, 000	
計						3, 450, 000	
単価						3, 450, 000	円／個

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000
単一4号	吸気ダンパ	自動ダンパ1, 200×500	単位	個	数量	1	単価 52, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費（個）		52700円/個 機器製作及び据付・調整を行う	個	1	52, 700	52, 700	
計						52, 700	
単価						52, 700	円／個

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000
単一5号	吸気ダクト	フード含む	単位	個	数量	1	単価 500, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費（個）		500000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	個	1	500, 000	500, 000	
計						500, 000	
単価						500, 000	円／個

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000
単一6号	耐雷変圧器（三相）	屋内自立（据置）型、1φ3W210V、20KVA	単位	台	数量	1	単価 1, 600, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費（台）		1600000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	1, 600, 000	1, 600, 000	
計						1, 600, 000	
単価						1, 600, 000	円／台

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一7号	耐雷変圧器（单相）	屋内自立（据置）型、1φ3W210-105V、30KVA	単位	台	数量		単価	
						1		1, 850, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		1850000円/台 機器製作及び据付・調整を行う						
			台	1	1, 850, 000	1, 850, 000		
計						1, 850, 000		
単価						1, 850, 000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一8号	切替盤		単位	面	数量		単価	
						1		7, 650, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（面）		7650000円/面 機器製作及び据付・調整を行う						
			面	1	7, 650, 000	7, 650, 000		
計						7, 650, 000		
単価						7, 650, 000	円／面	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一9号	遠方監視盤		単位	個	数量	1	単価	1, 400, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（個）		1400000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	個	1	1, 400, 000	1, 400, 000		
計						1, 400, 000		
単価						1, 400, 000	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一10号	耐雷変圧器設置		単位	台	数量	1	単価	16, 550
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
耐雷トランス据付		30kVA以下 新設 補正なし	台	1	16, 550	16, 550		
計						16, 550		
単価						16, 550	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一11号	耐雷変圧器設置 2台目以降		単位	台	数量	1	単価	11, 590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
耐雷トランス据付		30kVA以下 新設 補正あり	台	1	11, 590	11, 590		
計						11, 590		
単価						11, 590	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一12号	切替盤設置		単位	面	数量	1	単価	289, 900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配電盤据付		継電器盤 新設 補正なし	面	1	229, 100	229, 100		
配電盤調整		継電器盤 補正なし	面	1	60, 750	60, 750		
計						289, 850		
単価						289, 900	円／面	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単－13号	遠方監視盤設置		単位	個	数量	1	単価	7, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
各種（警報盤）情報設備据付		警報盤 新設 補正なし	個	1	7, 750	7, 750		
計						7, 750		
単価						7, 750	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単-14号	CVT38 材料のみ		単位	m	数量	1	単価	3, 061
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
トリプレックス架橋ポリ絶縁シースケーブル		6 0 0 V（C V T） 3 8 mm 2	m	1	3, 061	3, 061		
計						3, 061		
単価						3, 061	円／m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一15号	CV14-3C 材料のみ		単位	m	数量	1	単価	1, 183	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル		6 0 0 V (C V) 1 4 m m 2 3 心	m	1	1, 183	1, 183			
計						1, 183			
単価						1, 183	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一16号	CV22-3C 材料のみ		単位	m	数量	1	単価	1, 824
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル		6 0 0 V (C V) 2 2 m m 2 3 心	m	1	1, 824	1, 824		
計						1, 824		
単価						1, 824	円／m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一17号	CPEV0. 5-15P 材料のみ		単位	m	数量	1	単価	480	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
材料費（m）		480円/m	m	1	480	480			
計						480			
単価						480	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一18号	耐雷変圧器盤撤去		単位	台	数量	1	単価	8, 275
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
耐雷トランス据付		30kVA以下 撤去(不使用) 補正なし	台	1	8, 275	8, 275		
計						8, 275		
単価						8, 275	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-000000002000
単一19号	耐雷変圧器盤撤去 2台目以降		単位	台	数量	1	単価 5, 792
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
耐雷トランス据付		30kVA以下 撤去(不使用) 補正あり	台	1	5, 792	5, 792	
計						5, 792	
単価						5, 792	円／台

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-000000002000
単一20号	遠方監視盤撤去		単位	個	数量	1	単価 3, 875
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
各種（警報盤）情報設備据付		警報盤 撤去(不使用) 補正なし	個	1	3, 875	3, 875	
計						3, 875	
単価						3, 875	円／個

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	16600000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量		単価	
						1		16, 600, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	16, 600, 000	16, 600, 000		
計						16, 600, 000		
単価						16, 600, 000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（個）	51500円/個 機器製作及び据付・調整を行う	単位	個	数量		単価	
						1		51, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			個	1	51, 500	51, 500		
計						51, 500		
単価						51, 500	円／個	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（個）	3450000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	単位	個	数量	1	単価	3, 450, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			個	1	3, 450, 000	3, 450, 000		
計						3, 450, 000		
単価						3, 450, 000	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（個）	52700円/個 機器製作及び据付・調整を行う	単位	個	数量	1	単価	52, 700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			個	1	52, 700	52, 700		
計						52, 700		
単価						52, 700	円／個	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（個）	500000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	単位	個	数量	1	単価	500, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			個	1	500, 000	500, 000		
計						500, 000		
単価						500, 000	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	1600000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価	1, 600, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	1, 600, 000	1, 600, 000		
計						1, 600, 000		
単価						1, 600, 000	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000
	機器単体費（台）	1850000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価 1, 850, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費			台	1	1, 850, 000	1, 850, 000	
計						1, 850, 000	
単価						1, 850, 000	円／台

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000
	機器単体費（面）	7650000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	単位	面	数量	1	単価 7, 650, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費			面	1	7, 650, 000	7, 650, 000	
計						7, 650, 000	
単価						7, 650, 000	円／面

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	機器単体費（個）	1400000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	単位	個	数量	1	単価	1, 400, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			個	1	1, 400, 000	1, 400, 000		
計						1, 400, 000		
単価						1, 400, 000	円／個	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	発動発電設備据付	50kVA以下 新設 補正なし 据付あり 一体型 水冷式	単位	台	数量	1	単価	1, 324, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	14. 3	31, 000	443, 300		
機械工			人	11. 9	37, 700	448, 630		
配管工			人	5. 6	28, 700	160, 720		
普通作業員			人	3. 5	26, 900	94, 150		
電気通信技術員			人	6. 5	27, 200	176, 800		
諸雑費（まるめ）			式	1		400		
計						1, 324, 000		
単価						1, 324, 000	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	発動発電設備調整	50kVA以下 補正なし	単位	台	数量		単価	
						1		162, 600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	3	27, 200	81, 600		
電気通信技術者			人	2	40, 500	81, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						162, 600		
単価						162, 600	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	耐雷トランス据付	30kVA以下 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価	16, 550
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0. 5	26, 900	13, 450		
電工			人	0. 1	31, 000	3, 100		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						16, 550		
単価						16, 550	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	耐雷トランス据付	30kVA以下 新設 補正あり	単位	台	数量	1	単価	11, 590
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0. 35	26, 900	9, 415		
電工			人	0. 07	31, 000	2, 170		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						11, 590		
単価						11, 590	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	配電盤据付	継電器盤 新設 補正なし	単位	面	数量	1	単価	229, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0. 5	40, 500	20, 250		
電工			人	5	31, 000	155, 000		
普通作業員			人	2	26, 900	53, 800		
諸雑費（まるめ）			式	1		50		
計						229, 100		
単価						229, 100	円／面	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-000000002000
	配電盤調整	継電器盤 補正なし	単位	面	数量	1	単価 60, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者			人	1. 5	40, 500	60, 750	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						60, 750	
単価						60, 750	円／面

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-000000002000
	各種（警報盤）情報設備据付	警報盤 新設 補正なし	単位	個	数量	1	単価 7, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工			人	0. 25	31, 000	7, 750	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						7, 750	
単価						7, 750	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	材料費（m）	480円/m	単位	m	数量		単価	480
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費			m	1	480	480		
計						480		
単価						480	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	発動発電設備据付	50kVA以下 撤去(不使用) 補正なし 据付あり 一体型 水冷式	単位	台	数量	1	単価	661, 800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	7. 15	31, 000	221, 650		
機械工			人	5. 95	37, 700	224, 315		
配管工			人	2. 8	28, 700	80, 360		
普通作業員			人	1. 75	26, 900	47, 075		
電気通信技術員			人	3. 25	27, 200	88, 400		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						661, 800		
単価						661, 800	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	燃料小出槽設置	1000L以下 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	34, 080
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配管工			人	1	28, 700	28, 700		
普通作業員			人	0. 2	26, 900	5, 380		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						34, 080		
単価						34, 080	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	耐雷トランス据付	30kVA以下 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	8, 275
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0. 25	26, 900	6, 725		
電工			人	0. 05	31, 000	1, 550		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						8, 275		
単価						8, 275	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	耐雷トランス据付	30kVA以下 撤去(不使用) 補正あり	単位	台	数量	1	単価	5, 792
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0. 175	26, 900	4, 707		
電工			人	0. 035	31, 000	1, 085		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5, 792		
単価						5, 792	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-000000002000
	各種（警報盤）情報設備据付	警報盤 撤去(不使用) 補正なし	単位	個	数量	1	単価 3, 875
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工			人	0. 125	31, 000	3, 875	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						3, 875	
単価						3, 875	円／個

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-000000002000
	輸送費（電気）	73500円/台	単位	台	数量	1	単価 73, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車運送料金（電気）			台	1	73, 500	73, 500	
計						73, 500	
単価						73, 500	円／台

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	2,732,550	直接工事費	2,732,550	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		73,500				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		73,500（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		2,659,050	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		2,659,050		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.86 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		8.86 %				
計上額		235,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	2,732,550		
非対象額計（－）	73,500				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	73,500	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	6,800				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	6,800
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					241,800

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	2,974,350	単独（追加工事）直接工事費	2,732,550	単独（追加工事）共通仮設費	241,800
非対象額計（－）	73,500				
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	73,500	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	2,900,850	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	2,900,850		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	40.89 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	40.89 %		0 %		
計上額	1,186,000		0		0
			591,779	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費	223,350
電気通信技術者	141,750
電気通信技術員	81,600
技術者間接費率	80 %
技術者間接費	178,680
SI技術者労務費	0
SI電気通信技術者	0
SI電気通信技術員	0
SI技術者間接費率	170 %
SI技術者間接費	0
技術者間接費計上額	178,000

(2) 機器管理費

機器単体費	33,154,200
機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】	33,154,200
機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】	0
機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】	0
機器管理費対象外	0
機器管理費対象額	33,154,200
機器管理費率（補正前）	12.14 %
補正係数	1
機器管理費率（補正後）	12.14 %
機器管理費計上額	4,024,000
機器間接費計上額	4,202,000

一般管理費等（当初）

事務所名	富士川砂防事務所 工務課	工事番号	2026061013	第 0 回変更
発注年月	令和08年06月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川維持工事	

工事原価	8,362,350				
純工事費	2,974,350	現場管理費	1,186,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
機器間接費	4,202,000	工場製作原価	0		
非対象額計（－）	73,500				
管理費区分 9	73,500	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3000 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	8,288,850	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	8,288,850	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	8,288,850				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	23.98 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	1,983,450				
業務委託料等	0				
調査基準価格	43,516,000				
調査基準価格の100/110	39,560,000	（ 90.94 % ）			

R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 機器単体費 -----	33, 154, 200		
(2) 直接工事費 -----	2, 732, 550		
(3) 共通仮設費 -----	241, 800		
(4) 純工事費 -----	2, 974, 350		
(2) + (3)			
(5) 現場管理費 -----	1, 186, 000		
(6) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0		
(7) 機器間接費 -----	4, 202, 000		
(8) 工事原価 -----	8, 362, 350	(18) 工場製作原価 -----	0
(4) + (5) + (6) + (7) + (18)			
(9') 一般管理費等 (計上額) -----	1, 983, 450	(9) 一般管理費等 (計算額)	1, 990, 981
(10') その他費目計 -----	0		
(11) 業務委託料等 -----	0		
(12) 工事価格 -----	43, 500, 000		
(1) + (8) + (9') + (10') + (11) (万円未満切り捨て)			
(13) 消費税相当額 -----	4, 350, 000		
(14) 請負工事費 -----	47, 850, 000		
(12) + (13)			
(15) 入札書比較価格 -----	43, 500, 000		
(請負工事費の100/110)			
(16) 調査基準価格 -----	43, 516, 000		
(17) 調査基準価格の100/110 -----	39, 560, 000		
(工事契約：万円未満切り捨て 製造製作契約：円未満切り捨て)			

R 7 富士川砂防白州出張所
非常用発電設備設置工事

特記仕様書

令和 8 年 6 月

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（令和 8 年 3 月改定）（以下「共通仕様書」という。）という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

1. 本工事の主任技術者は、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置することとする。
2. 主任技術者は、1 級電気工事施工管理技士、2 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
 - (1) 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））の資格を有する者。
 - (2) 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロで定める者（イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）
 - (3) 国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者
 - (4) 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第 4 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術

者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 現場代理人(契約書第10条)

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」(平成22年9月6日付け国地契第20号)による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 設計製作体制等

本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託する場合の体制を下記の様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るものとする。

- (1) 設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制（別紙－２）
- (2) 障害時の支援体制、保守部品の供給体制ならびに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制（別紙－３）

第7条 コリنز（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第8条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 山梨県北杜市白州町台ケ原 2 3 1 0－1 3
 緯度 35° 48' 33" 経度 138° 20' 41"
 終点 山梨県北杜市白州町台ケ原 2 3 1 0－1 3
 緯度 35° 48' 33" 経度 138° 20' 41"

第9条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所白州出張所における、非常用発電設備の更新工事である。

主な工種は電源設備工であり、非常用発電設備 1 台の更新を予定している。

第10条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R4 富士川砂防 CCTV 設備他設計業務	4048965575

第11条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印	
	2cm×3cm 程 度

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 12 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は富士川砂防事務所のホームページにより公表する。
- （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下の通り。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－ 1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－ 4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－ 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－ 6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－ 7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－ 8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第13条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和8年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和8年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-6)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和8年3月版)に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.8)
令和8年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」(以下、「三者会議」という。)の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏

しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 17 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 18 条 工事現場環境改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に記載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 19 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 1 2 月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 20 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があ

るもののみを契約変更の対象とする。

- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第21条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第23条 支給材料及び貸与物件

当初発注において支給品及び貸与物件は無い。

なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第24条 工事現場発生品

1. 白州出張所発電機室から発生する蓄電池の引き渡し場所は白州出張所発電機室とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引き渡し場所	摘要
蓄電池	MSE-100	個	12	白州出張所 発電機室	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第25条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごと	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 26 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 27 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 8 年度版)及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)(令和 6 年 3 月改定)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 8 年度版)及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準(案)(令和 8 年 3 月改定)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第 28 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和7年3月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第29条 快適トイレの設置

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイ

レを設置することを原則とする。

(12) ～ (17) については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 30 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 8 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

① 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

② 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

第 31 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第32条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第33条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第34条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第35条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第36条 工期

1. 工期は、休日等を見込んでいる。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間及び現地調査期間	30日間
後片付け期間	30日間

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式ー7により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第 37 条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

第 38 条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程の共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙一５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 39 条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近 5 カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、甲府観測所（気象庁のデータ）における 1 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第40条 セキュリティに関する事項

1. 機密保持の厳守

受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

2. ポリシーの遵守

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

3. 損害賠償責任

受注者の責めによりコンピュータウィルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。

尚、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

第41条 自家用電気工作物に関する手続き等

本工事の自家用電気工作物に係る法令に基づく届出については、以下の手続きを行わなければならない。

1. 受注者は、電気事業法施行規則第66条に基づく工事計画届出書に付す書類を、監督職員に提出しなければならない。
2. 工事計画届出書の届出手続きは発注者が行い、承認を得た場合は、監督職員はその旨を速やかに受注者に通知する。
3. 前項に定める届出から承認までは、3週間を見込む（書類に不備が無かった場合）ものとする。
4. 第1項により提出した書類に不備があった場合は、監督職員の指示により、受注者は修正を行わなければならない。

第42条 施工時期の変更

本工事の自家用電気工作物に係る箇所については、第38条第2項による承認を受けた日から30日が経過するまでは、工事を開始してはならない。なお、ここでいう工事の開始とは、基礎杭を打つ場合は「基礎杭打ちが行われる日」、基礎杭を打たない場合は「基礎コンクリートの打設工事が行われる日」とし、また基礎コンクリートの打設工事も行わない場合、あるいは部品の取り替え、改造・修理等の場合は「当該作業を開始する日」をいう。

第43条 施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	標準作業時間
昼間作業	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第44条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <https://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第45条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 4 6 条 契約後 V E 方式

1. V E 提案の定義について

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲について

受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出について

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－ 1 ～ 4）

に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
- ② V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- ③ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
- ⑥ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案の審査について

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否について

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E提案を採用した場合の設計変更等について

(1) V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。

(4) V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E提案の活用と保護について

評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第47条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取

組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第40条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第48条 総価契約単価合意方式

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1の適用

共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の発表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第49条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1. 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

2. 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

3. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

4. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

5. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
6. なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第50条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保について

本工事に使用する電気通信機器について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第51条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を委託している。
また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第52条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和8年2月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】(令和8年2月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第53条 書類限定検査の実施

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩ 工事写真

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。

第54条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 個人情報の取扱いについて

第55条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第56条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第57条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第58条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第59条 模写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第60条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関

する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第 6 1 条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 6 2 条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－４）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第 6 3 条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第 6 4 条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第 6 5 条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 一 般 施 工

第 6 6 条 一般施工

1. 調整に当たっては、熟練した技術者等により機器本来の性能を十分に発揮できるよう入念に行わなければならない。
2. 上記技術者等は、工場又は事業所等から派遣するものとする。
3. 本工事の機器仕様は、別添－1「機器仕様書」によるものとする。
4. 監督職員との協議によっては仮設発電機及び自動切替盤を設置する可能性がある。

第 6 7 条 耐震施工

1. 耐震施工を行う場合は、共通仕様書第 3 編 3-1-1-4 に基づく段階確認を行うものとする。
2. あと施工アンカーボルトを使用する場合、「アンカーボルト施工作業手順書」については、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領（案）同解説（令和 7 年 4 月）」に基づき作成するものとする。

第 6 8 条 機器の確認

下記の機器の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認機器名	摘 用
電気設備（機器単体）	発動発電装置 耐雷変圧器（三相） 耐雷変圧器（単相） 切替盤 遠方監視盤	

第 6 9 条 器材の確認

下記の器材の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認器材名	摘 用
	JIS 規格以外の全ての器具及び材料	

第 7 0 条 現場発生品

1. 受注者は、現場発生品を破損させないよう指定された場所に保管することとし、運搬に係る費用を設計変更の対象とする。
2. 監督職員との協議により撤去品を処分することとなった場合は、処分に係る費用を設計変更の対象とする。

第 7 1 条 撤去品等の処理

1. 既設設備の撤去品については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。
2. 産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示する

こと。

第72条 電気通信施設資産管理用データの作成

本工事は、電気通信施設資産管理用データ作成の対象工事である。

以下に示すとおりデータを作成し、本工事完成時までに電子媒体により監督職員に1部提出するものとする。なお、データ作成に必要となる「電気通信施設DB（ETAシステム登録用）データ作成要領（案）（受注者用）」及び施設台帳（記入様式）は、契約締結後に受注者に配付するものとする。

1. 提出データ

（1）施設情報（記入様式）

（2）写真（全体、銘板、設置状況等、各装置3枚程度）

2. 提出方法

データは、提出前にウイルスチェックを行うものとし、任意のウイルス対策ソフトで、ウイルスパターンが最新化されたものを使用する。

電子媒体には、「使用したウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日（西暦表示）」を明記するものとする。

第73条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第74条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

① 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※ 開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

② 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第75条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 7 6 条 相談窓口の設置

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図る事を目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経費等 について相談窓口を設定している。

相談窓口を希望する場合は、以下に問合せを行うこと。

相談窓口：（技）担当副所長

電話：055-252-7108 （代）

別添－ 1

R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事

機器仕様書

令和 8 年 6 月

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所

目 次

第 1 章	共通事項	-----	1
第 2 章	機器仕様	-----	2

第1章 共通事項

1.1 適用範囲

本機器仕様書は、R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事（以下、「本工事」という。）に適用するものとし、本仕様書に定めない事項については「非常用発電発電装置機器仕様書（案）令和6年3月」によるものとする。

1.2 適用規格等

本装置は、次の最新の規格等に適合したものであること。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 電気通信設備工事共通仕様書 | 一般社団法人 建設電気技術協会 |
| (2) 電気通信施設設計要領・同解説(電気編) | 一般社団法人 建設電気技術協会 |
| (3) 非常用発電発電設備 機器仕様書(案) | 国土交通省 |
| (4) 電気設備に関する技術基準を定める省令 | |
| (5) 内線規程 | |
| (6) 消防法・火災予防条例等 | |
| (7) 日本産業規格 (JIS) | 日本産業標準調査会 |
| (8) 電気学会規格調査会標準規格 (JEC) | |
| (9) 日本電気工業会標準規格 (JEM) | |
| (10) 電池工業会規格 (SBA) | |
| (11) その他関係法令規則等 | |

第2章 機器仕様

2.1 概 要

本工事で設置する機器は、自家用電気工作物である白州出張所における非常用発電設備及び各相の耐雷変圧器で構成され、停電時の電力供給を行うための設備である。

なお、本機器仕様書に記載なき設備がある場合、既設設備との調和が必要となる。

2.2 機器一覧

本設備に含む機器は下表のとおりとする。

	名称	規格	単位	数量
1	発動発電装置	37.5KVA キュービクル型、低騒音型75dB以下 排気ダンパ、排気フード 吸気ダンパ、吸気フード 含む	台	1
2	耐雷変圧器（三相）		台	1
3	耐雷変圧器（単相）		台	1
4	切替盤		面	1
5	遠方監視盤		個	1

2.3 機器共通仕様

- (1) 発電機はブラシレス方式または自励式とし、3φ 200V 50Hz 出力とする。
- (2) 発電機および原動機などの容量決定には、最大負荷始動においても支障なきよう検討すること。
- (3) 電子・電気機器における特定有害物質の使用制限の「RoHS（ローズ）」指令に配慮すること
- (4) 消防法による非常電源及び建築基準法による予備電源となる発電装置は、消防法及び建築基準法に適合したもの、又は、（一社）日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたものとする。
- (5) 発電機盤に使用する鋼板の板厚は、下記とする。

扉・・・・・・・・1.6mm以上

側面板・・・・1.6mm以上

天井板・・・・1.6mm以上

2.4 機器仕様

2.4.1 発動発電装置

- (1) 交流発電機

・ 定格出力 37.5 kVA （26.5 kVA以上）

・ 相数及び周波数 3相3線 50Hz

	・ 定格電圧	200 V
	・ 極 数	4極 (1500min ⁻¹)
	・ 励磁方式	ブラシレス
	・ 運転時間	72時間連続運転が可能なこと
(2)	原動機	
	・ 定格出力	36.5kW以上
	・ 定格回転数	1500min ⁻¹
	・ 冷却方式	ラジエータ方式 (一体型)
	・ 始動方式	電気始動方式
	・ 使用燃料	軽油
(3)	消音器	
	・ 形 式	搭載型
	・ 騒音レベル	75dB (低騒音型)
	・ 付属品	フランジ継手、断熱材及び被覆材 伸縮継手、排気管、ドレン管及び取付材
(4)	始動装置	
	・ 形 式	搭載型
	・ 蓄電池形式	長寿命MSE
	・ 容 量	製造者による (ただし連続 3 回始動可能)
	・ 装置構成	製造者による
(5)	排気設備	
	・ 形 式	防火電動ダンパ
	・ 開口部寸法	1150mm×500mm
	・ 付属品	フード (SUS)、他必要品
(6)	給気設備	
	・ 形 式	自動ダンパ
	・ 開口部寸法	1200mm×500mm
	・ 付属品	フード (SUS)、他必要品
(7)	その他	キャビネット、台床、発電機盤、 その他必要なもの 1式

2.4.2

(1) 耐雷変圧器（三相）

- ・ 形 式 屋内自立型（単相三相一体型）
- ・ 入出力 3φ 3W210V
- ・ 電圧比 1 : 1
- ・ 容 量 20kVA
- ・ サージ移行率 -40dB 以下
- ・ 冷却方式 自然空冷

(2) 耐雷変圧器（単相）

- ・ 形 式 屋内自立型（単相三相一体型）
- ・ 入出力 1φ 3W210-105V
- ・ 電圧比 1 : 1
- ・ 容 量 30kVA
- ・ サージ移行率 -40dB 以下
- ・ 冷却方式 自然空冷

(3) 切替盤

- ・ 形 式 屋内自立型鋼板製
- ・ 変圧器 スコットトランス
3φ 3W200V/1φ 3W200-100V 25kVA
2 次側 2 回路
自然空冷式
(単線結線図による)
- ・ 盤内主要取付器具
配線用遮断器（単線結線図による）
電磁接触器（単線結線図による）
LED 点灯パネル（監視項目による）

(4) 遠方監視盤

- ・ 形 式 屋内壁掛鋼板製
- ・ 主要取付器具 LED 点灯パネル（監視項目による）

2.4.3 監視制御

現場及び遠方監視場所（出張所、本局）における監視制御項目は以下の通りとする。
また、本局での監視制御が現状通り可能となることを条件とする。

表1 監視制御項目

No.	項目	現場	出張所	本局
1	商用電源（三相）	○	○	○
2	商用電源（単相）	○		○
3	発電機電源	○		○
4	制御電源	○		○
5	充電	○		
6	操作自動	○	○	○
7	操作手動	○		○
8	操作試験	○		○
9	点検中	○	○	○
10	発電機運転中	○	○	○
11	負荷商用側	○	○	○（制御含む）
12	負荷発電機側	○	○	○（制御含む）
13	商用電源異常（三相）	○	○	○
14	商用電源異常（単相）	○		○
15	始動渋滞	○		○
16	機関油圧低下	○		○
17	機関水温上昇	○		○
18	機関加速度	○	○	○
19	発電機電圧異常	○		○
20	発電機過電流	○		○
21	非常停止	○		○
22	主 MCCB 断	○		○
23	燃料油面低下	○	○	○
24	発電機地絡	○		○
25	制御電源異常	○	○	○
26	直流電源異常	○		○
27	発電機始動	○		制御のみ
28	発電機停止	○		制御のみ

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第42条 第43条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第36条 第36条
その他	■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第24条

別紙－２(完成図書用)

設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
(工事名: R7富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事)

会社名: ○○○(株)

項 目		記載する内容
設計管理	設計管理担当部署(自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	設計管理担当部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
工程管理	工程管理担当部署(自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	工程管理担当部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
検査・試験	検査・試験担当部署(自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	検査・試験担当部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
製作場所	製作工場又は製作部署 (自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	製作工場又は製作部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000

- ※ 主たる設備について記載すること。(主たる設備とは、入札説明書の競争参加資格(4)の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う)
- ※ 各体制については自社の担当部署及びその所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。
- ※ 製作を他社に委託した場合は、各体制について自社及び委託先の担当部署及びその所在地、電話番号を記載すること。
- ※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後に各体制を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙－３（完成図書用）

本工事における障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
（工事名：R7富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事）

会社名：〇〇〇(株)

項 目		記載する内容
障害時の 支援体制	障害時の支援担当部署 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	障害時の支援担当部署 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	24時間連絡体制の有無	有り・無し
保守部品の 供給体制	保守部品の供給担当部署 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の供給担当部署 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
技術的内容 の問い合 わせ対応体制	技術的内容の問い合わせ 担当部署 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	技術的内容の問い合わせ 担当部署 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000

- ※ 各体制は自社の担当部署及び所在地（詳細な住所）、電話番号を記載すること。
- ※ 各体制について他社に委託した場合は、委託先について記載すること。
- ※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後にその所在地を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

概略工事工程表															
工事名：R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事															
工 種		単位	数量									令和9年			備 考
				6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
準備期間及び現地調査期間		式	1												準備・調査 30日間
機器製作		式	1												125日間
発電設備撤去工		式	1												20日間(1pt)
発電設備設置工		式	1												20日間(1pt)
仮設工		式	1												90日間(1pt)
後片付け期間		式	1												30日間
制約条件	夏季休暇・年末年始														8月中旬 12月下旬～1月上旬
	関係機関協議														工事計画書 少量危険物

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

《関係機関協議》

工事着手にあたっての関係機関協議について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

提出日：令和 年 月 日

V E 提 案 書

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
富士川砂防事務所長 殿

受注者
住所
氏名
印

契約書第１９条の２に基づきV E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者 氏名
契約締結日：		T E L F A X
V E 提案の概要 注）記入欄が不足する場合には、様式－〇の２として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。		
番号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

別紙様式－２

番 号	項目内容
-----	------

（１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比

【現状】・・・・略図等	【改善案】・・・・略図等
-------------	--------------

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－3

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

別紙様式－４

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

令和 年 月 日 号

VE提案採否通知書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 VE提案について」に基づき、令和 年 月 日付けで提出されましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		VE提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
VE提案に対する「採否」及びその理由		
番号	項 目 内 容	概算低減額：千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示 通知		提出		提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎			
								受注者	受注者	監督職員	契約 担当 課						発注 担当 課		受注者 保管
工事着手前	作成書類 の 役割分担	設計 審査会 で 確認	1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-1-36-7	－	○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認	
			2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-	○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認	
			3	【事例】 土壤汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壤汚染対策法第4条1項届出	-	○		○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4	【事例】 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○		○									令和○年○月○日設計審査会で確認	
			5	【事例】 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○		○									令和○年○月○日設計審査会で確認	
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-1-15	-	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	設計図書	8	工事請負契約書	－	－	○												
			9	共通仕様書	－	－	○												
			10	特記仕様書	－	－	○												
			11	発注図面	－	－	○												
			12	現場説明書	－	－	○												
			13	質問回答書	－	－	○												
			14	工事数量総括表	－	－	○												
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○							
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○							
			18	掛金収納書（電子申請方式）	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号） 共通仕様書1-1-1-40-5	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○					○						
			20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○					○						
			21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○					○						
			22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○					○						
			23	掛金充当書	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○					○						
			24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5						○							
			25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式－7		○			○							契約図書で規定された場合に提出する。	
			27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○				○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	－						○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○				○							
			30	建設発生土搬出のお知らせ	「建設発生土の搬出先への情報提供について」(H10.1.27付建関係調第8号の2)	－		○				○							
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○			○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。	
			32	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	－		○			○								
			33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								
			34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-38-1	－		○			○								
			35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		－		○			○						設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。		
	2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○			○						・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び警備業以外は不要		
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-		○			○								
			38	作業員名簿	－				○			○							
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	39	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○												
			40	工事打合せ簿（協議）	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○			○							協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。	
			41	工事打合せ簿（承諾）	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○			○								
			42	工事打合せ簿（提出）	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○			○								
			43	工事打合せ簿（報告）	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○			○								
			44	工事打合せ簿（通知）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○			○								
			45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○			○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要	
			46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○					○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考		
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称		書類作成の根拠	発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆		紙 ◎	
施 工 中	工事書類	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6-3	様式－11		○				○							・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式－12		○				○							・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○							○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。	
		④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-11	－		○							○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
			51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○				○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○				○								事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		⑤ 管工程	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式－14		○				○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥ 品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○				○							
		契約関係書類		中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○					
			56			請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○						
	完済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○								
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○								
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○								
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○				○								
	既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○								
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○				○							中間技術検査時にも提出する。	
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○				○								
			63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○					○							
	修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○					○							
	部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○					○						部分使用がある場合に提出する。	
	工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○					○						工期延期が発生する場合に提出する。	
	支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○				○								支給品を受領した場合に提出する。
			68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○				○							支給品がある場合に提出する。	
		建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式－26		○				○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
			70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○				○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
	現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○				○							現場発生品がある場合に提出する。	
	その他		72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○				○								既済部分検査等の際に提出する。
			73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○							○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
			74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○							○					
			75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○							○					
			76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○							○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
	工 事 完 成 時	契約関係書類		77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○					○						
78				引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○					○							
79				請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○					○							
工事書類			80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－31		○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
			81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－32		○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
			82	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式－33		○				○							・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
			83	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	－		○				○						☆	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
			84	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について(H12.9.20付建設省厚契発第30号)	－		○				○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
			85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式－34		○				○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
			工事完成図書		86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	－		○				○				○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
87		工事管理台帳			共通仕様書3-1-1-9 共通仕様書3-1-1-11-1 特記仕様書	－		○				○				○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
その他			88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-18-6	－		○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
			89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-18-6	－		○						○					該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
工事後 完了		その他		90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-3	－	○	○					○					「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
富士川砂防事務所長 殿

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

[illegible]

【比較表－4】

[illegible]

【比較表－5】

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

【比較表－6】

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

【比較表－8】

[illegible][illegible]

別紙様式－0－10

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳		金額単位：千円									
注)消費税抜きで記入してください											
費目	元請・元請外注	元請	元請外注 合計	1 〇〇道路	2 〇〇河川	3 〇〇港湾	4 〇〇運輸	5 〇〇農業	6 〇〇漁業	7 〇〇林業	〇〇雑種
(1) 直接工事費	50,972	17,009	33,963	20,314	1,441	8,600	2,550	0	0	0	158
(1) 材料費	25,562	13,632	11,930	5,857	137	4,654	882	0	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	0	138
(3) 機械器具等賃料	9,431	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	0	20
(4) 資材・機械等現場管理・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特殊経費	747	734	13	13	0	0	0	0	0	0	0
(2) 間接工事費	19,683	11,898	7,787	1,086	759	3,250	1,080	1,009	320	283	0
(1) 共通仮設費	8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0	0
イ 運搬費	2,380	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0	0
A 運搬材	230	70	160	80	60	40	0	0	0	0	0
1 仮設材①	100	0	100	0	0	40	0	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 敷設材料	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設クレーン等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁架	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 橋みふみ及び引掛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライダセメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械20未満	1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0	0
(1) 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0	0
(2) 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0	0
(1) 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0	0
(2) 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0	0
ロ 車賃費	699	699	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	922	24	0	0	0	898	0	0	0
安全留意度「建設工事の安全対策防止対策要綱」について選択											
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内全員の安全管理上の監	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 班、あるいは班長等に要した費用(班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
働日の保安要員等の費用を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 不稼働日の保安要員等の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
標字板、標識、保安服、防護網、バリケード	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 等の安全施設等の設置、撤去、維持に要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
した費用及び使用期間中の維持	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 夜間作業を行う場合に要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 撤去火気等の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 河川、湖畔工事における仮設欄に要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0
(8) 長大トンネル等に要する防災対策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 嵐に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11) 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省(運輸)奥注工事における	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 再圧装置設置、撤去、維持管理に要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通安全費等	898	0	898	0	0	0	0	898	0	0	0
C 鉄道受渡安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 乗客化等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 悪化作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 船隻安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G ダム危険・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 役務費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の借上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,888	12	0	0	12	0	0	0	0	0
A 品質管理費等	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場条件管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査に要した費用)	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 各種台帳等	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 営繕費	758	643	115	115	0	0	0	0	0	0	0
A 建築物	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 借上費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 宿泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0	0
E 監督員宿所等	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 乗客化等1	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G 乗客化等2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術者関係費(電気工事、光ケーブル工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イ 労務管理費	11,614	7,166	4,448	-893	639	2,789	1,980	119	320	283	0
ロ 安全訓練等費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 安全・衛生に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 研習訓練等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 施設公費	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0	0
ニ 社員等従業員給料手当	9,367	4,917	3,450	1,001	980	359	792	33	214	91	0
ホ 退職金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 保険料	206	0	206	162	0	0	83	0	4	5	0
(1) 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 工事保険	88	0	88	88	0	0	0	0	0	0	0
(3) 自動車保険	109	0	109	8	0	3	93	0	0	5	0
(4) 相違保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 法廷外の労災保険	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) その他損害保険	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
ト 法定福利費	2,594	1,168	1,426	624	223	255	172	76	31	45	0
A 労災保険料	539	497	42	0	0	30	0	0	0	1	0
B 雇用保険料	189	43	146	30	22	12	30	7	2	3	0
C 健康保険料	670	135	535	257	79	84	65	26	9	15	0
D 厚生年金保険料	896	193	703	297	122	129	77	43	19	16	0
E 健康保険制度掛金	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 勤労保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 福利厚生費	285	41	244	195	0	0	0	0	0	0	0
リ 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ル 交通費	394	290	104	12	0	49	0	0	0	43	0
ヲ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワ その他	623	504	119	2	0	0	0	0	0	23	84
外注費・外注一般管理費等	-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-707	1,881	-25	0	0	0	21
(3) 外注費下請金は、外注一般管理費等の自動計算											
④ 一般管理費等 自動計算額 -1,355	-1,355	-1,355	0	-2,764	-707	1,881	-25	0	0	0	21
⑤ 関係等工場製作費(電気工事・光ケーブル工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
の場合、他費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 関係等工事関係費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 工事関係	69,300	69,300	41,750	22,000	2,200	11,850	3,330	1,009	320	441	0
⑧ 消費税相当額(下請税は、下請工事関係の自動計算)	3,465	3,465	0	22,000	2,200	11,850	3,330	1,009	320	441	0
⑨ 工事諸費合計	72,765	72,765	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 管理費のうち、地代に要した費用	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 準備費のうち、仮設・仮設等に要した費用	441	441	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 仮設費(仮工)にてイマツアツに要した費用	849	849	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 二次下請負者の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 二次下請負者の外注一般管理費等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮ 二次下請負者への発注工事関係の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑯ 延床人員数と作業日数											
(1) 労働者延人員	896	16	880	492	78	113	106	80	0	11	0
(2) (1)のうち通勤労働者延人員	896	16	880	492	78	113	106	80	0	11	0

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電気設備 (機器単体)		式		1		
電源設備		式		1		
発電設備		式		1		
発動発電装置	非常用発動発電装置 (発電機盤搭載型) 【屋内】 キュービクル型 低騒音型 (75dB以下)	台		1		
排気ダンパ	電動ダンパ1, 150×500	個		1		
排気ダクト	フード含む	個		1		
吸気ダンパ	自動ダンパ1, 200×500	個		1		
吸気ダクト	フード含む	個		1		
耐雷変圧器 (三相)	屋内自立 (据置) 型、1φ3W210V、20KVA	台		1		
耐雷変圧器 (单相)	屋内自立 (据置) 型、1φ3W210-105V、30KVA	台		1		
切替盤		面		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
遠方監視盤		個		1		
機器単体費		式		1		
電気設備		式		1		
電源設備工		式		1		
発電設備設置工		式		1		
発動発電設備設置	発動発電設備設置	式		1		
耐雷変圧器設置		台		1		
耐雷変圧器設置 2台目以降		台		1		
切替盤設置		面		1		
遠方監視盤設置		個		1		
配管・配線工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
CVT38 材料のみ		m		12		
CV14-3C 材料のみ		m		22		
CV22-3C 材料のみ		m		25		
CPEV0.5-15P 材料のみ		m		51		
発電設備撤去工		式		1		
発動発電設備撤去	発動発電機撤去 撤去 (不使用)、付属品含む	式		1		
耐雷変圧器盤撤去		台		1		
耐雷変圧器盤撤去 2台目以降		台		1		
遠方監視盤撤去		個		1		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
輸送 (電気)	機器輸送	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
電気通信施設資産管理用データ作成費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		
技術者間接費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
機器管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

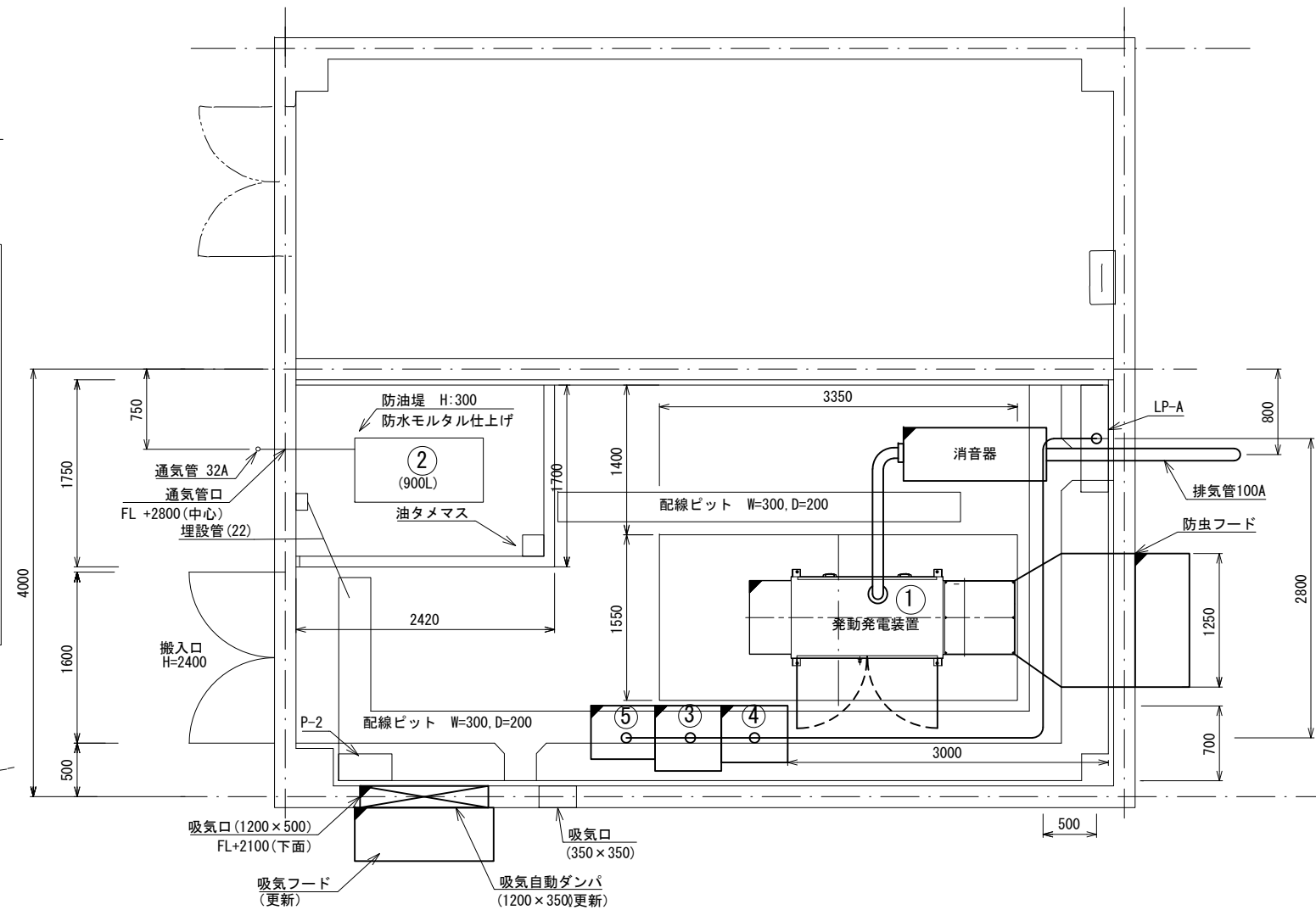
位置図



工 事 名		R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		図 示		図面番号		10 の 1			
年 月 日		令和 8 年 6 月							
会 社 名		—							
所長		副所長		課長		係長		設計	
事務所名		国土交通省 富士川砂防事務所							

発電機室平面図 S=1:30

発電機室平面図 S=1:30



機器一覽表

配線一覽表

Technical drawing of a boiler room layout, showing equipment placement, dimensions, and ventilation details.

Equipment and Components:

- 通気管口 50A (Ventilation port 50A)
- 通気管 32A (Ventilation pipe 32A)
- 900L 燃料小出槽 (900L fuel small outlet tank)
- 防油堤 (Oil containment dike)
- ピット (Pit)
- 排気出口 (50A) (Exhaust outlet (50A))
- 排風ダクト (Exhaust duct)
- 排気口200A (Exhaust port 200A)
- 排気管100A (Exhaust pipe 100A)
- 消音器 (75dB) (Silencer (75dB))
- 防震ゴム (Anti-vibration rubber)
- LP-A
- 排気用電動ダンパ (更新) (Exhaust electric damper (replacement))
- 遠隔監視盤へ (To remote monitoring panel)

Dimensions (mm):

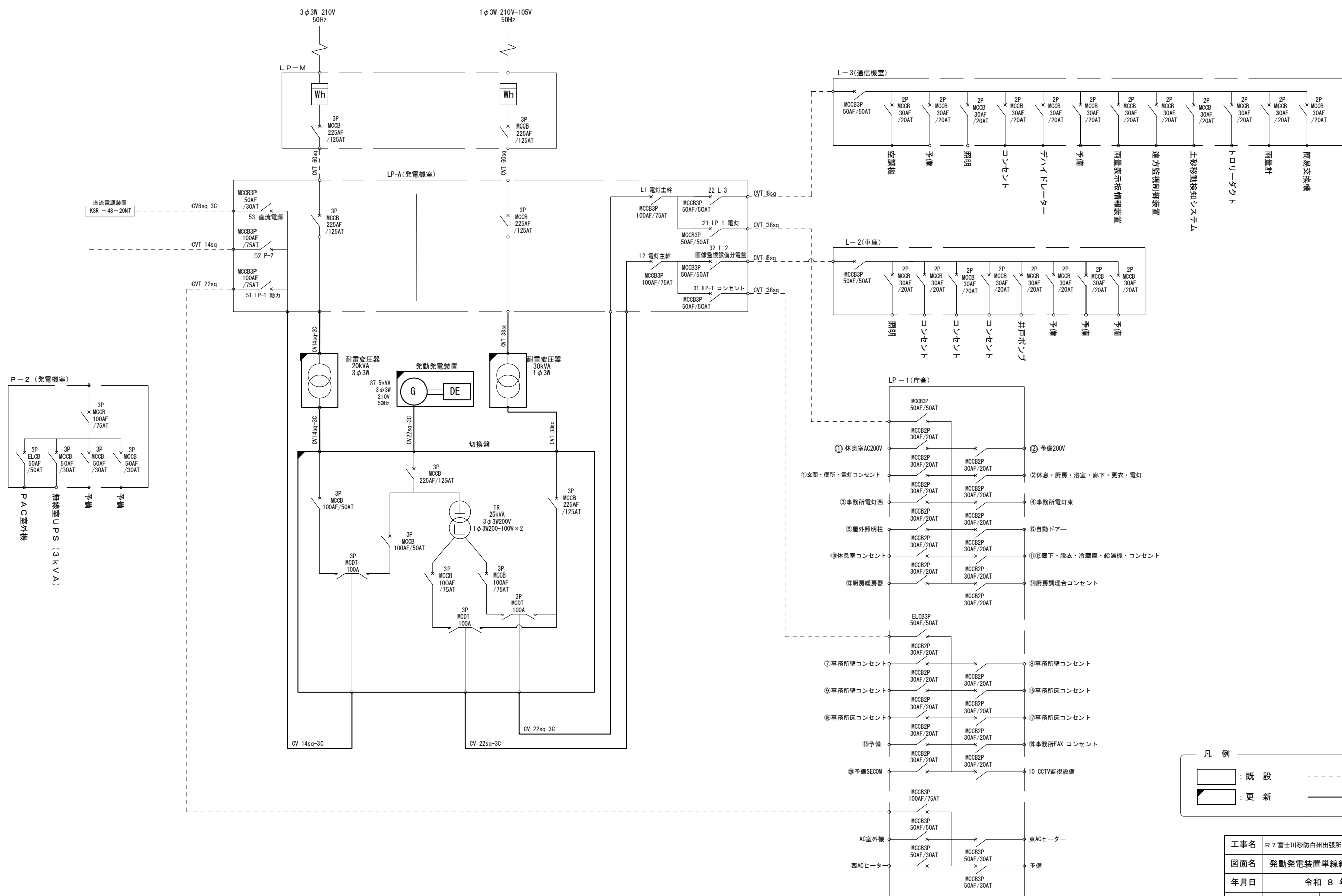
- Overall width: 2800
- Overall height: 2800
- Equipment width: 1200
- Equipment height: 1400
- Base width: 1240
- Base height: 1000
- Exhaust duct height: 590
- Exhaust duct width: 2100
- Exhaust duct height (lower section): 1200
- Exhaust duct width (lower section): 1000
- Exhaust duct height (lower section): 500
- Exhaust duct width (lower section): 500
- Exhaust duct height (lower section): 1900
- Exhaust duct width (lower section): 500

Labels and Notes:

- ①, ②, ③, ④, ⑤ (Equipment identification numbers)
- 1.2, 6.7, 8 (Notes/Specifications)
- 2.4, 3.4, 6.7, 5.8 (Notes/Specifications)
- 1.3 (Note/Specification)

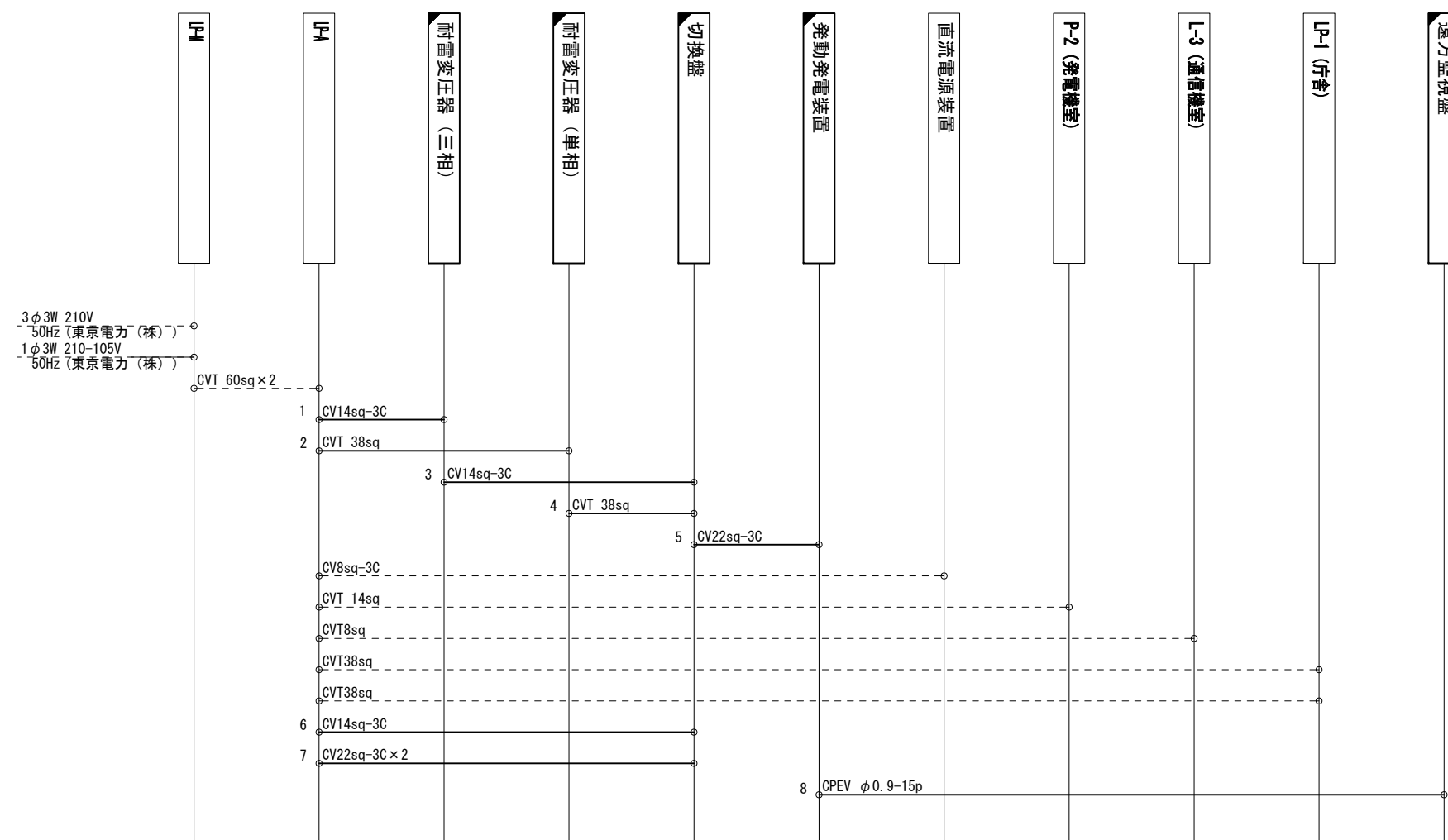
工事名	R7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事		
図面名	発動発電装置機器配置・配線ルート図（更新後）		
年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	図示	図面番号	10 の 2
会社名	—		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

発動発電装置単線結線図（更新後）

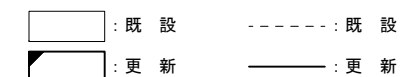


工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事		
図面名	発電発電装置単線結線図（更新後）		
年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	NS	図面番号	10 の 3
会社名	—		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

発動発電装置配線系統図（更新後）

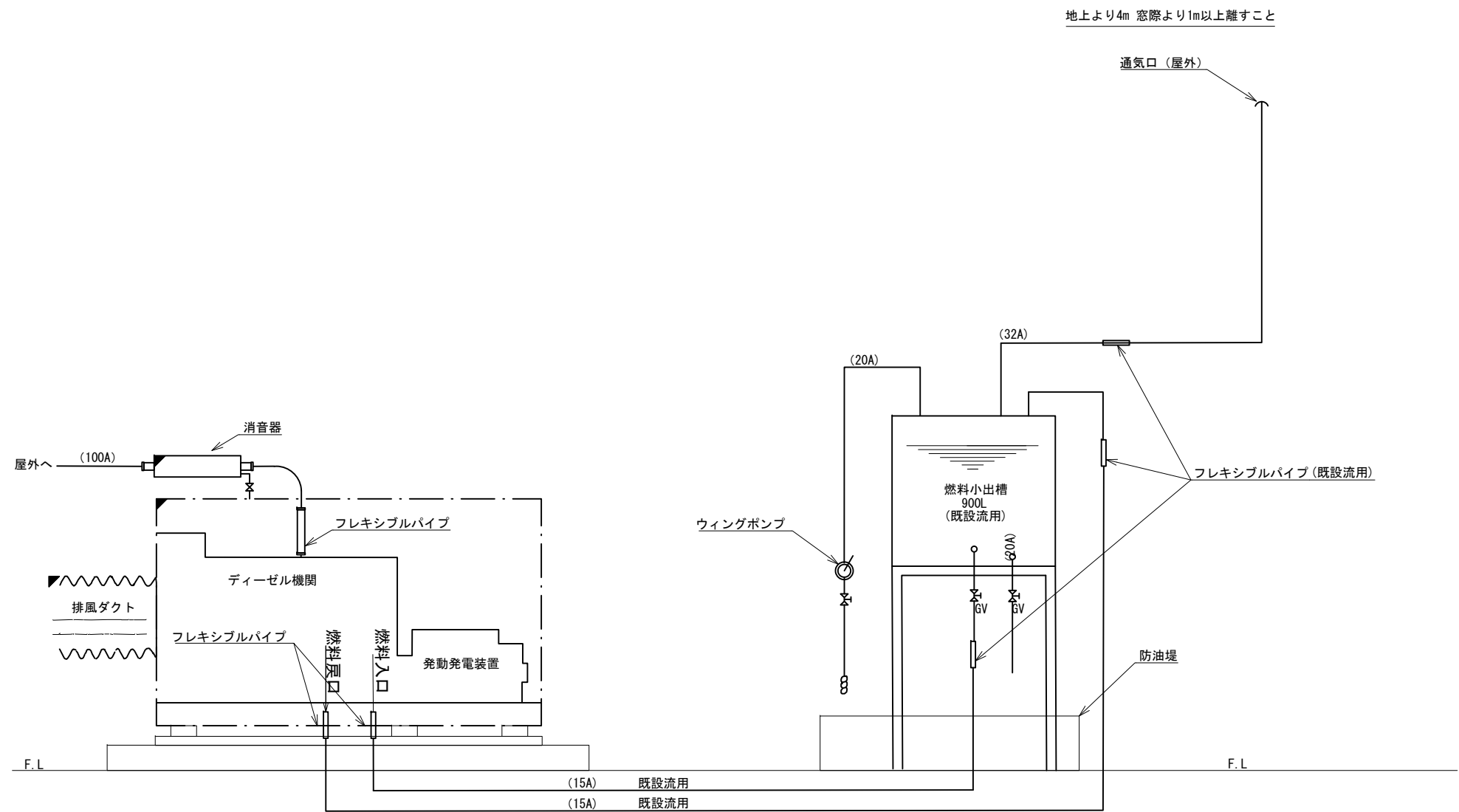


— 凡 例



工事名	R7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事		
図面名	発電発電装置配線系統図（更新後）		
年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	NS	図面番号	10 の 4
会社名	—		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

発動発電装置配管系統図（更新後）

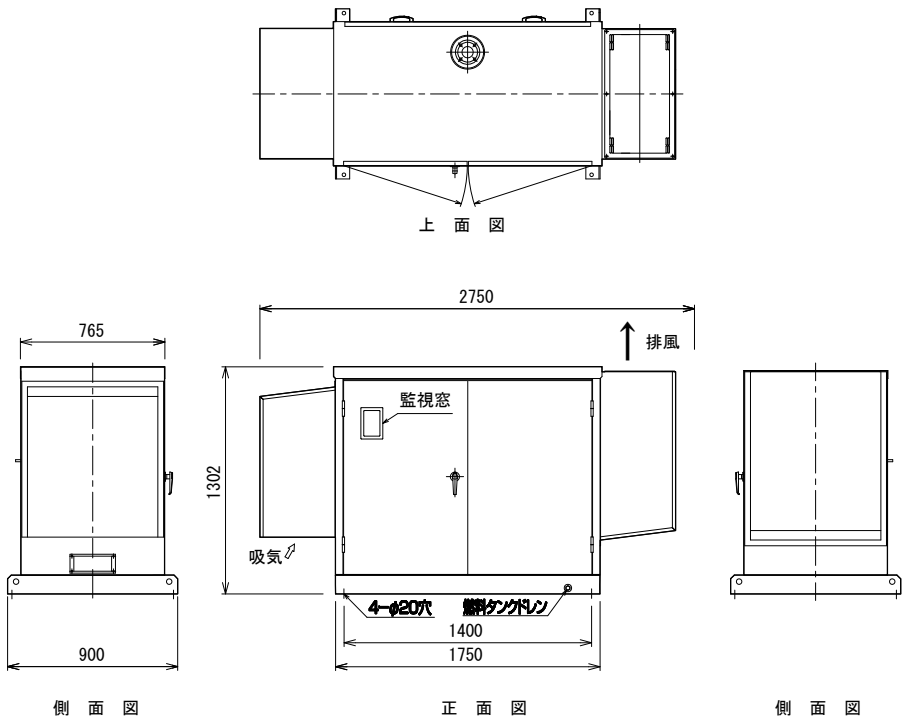


凡 例	
	: 既 設
	: 更 新

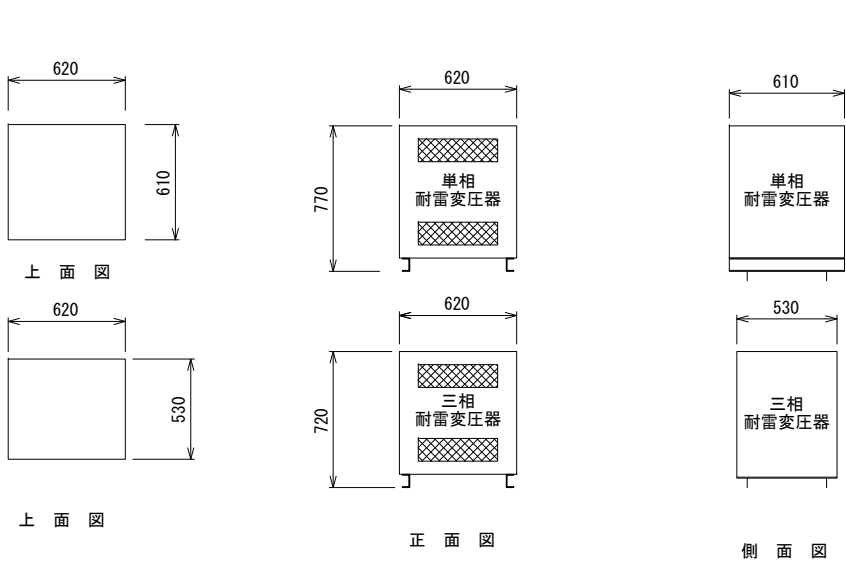
工事名	R7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事		
図面名	発動発電装置配管系統図（更新後）		
年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	NS	図面番号	10 の 5
会社名	—		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

機器外形図（参考）

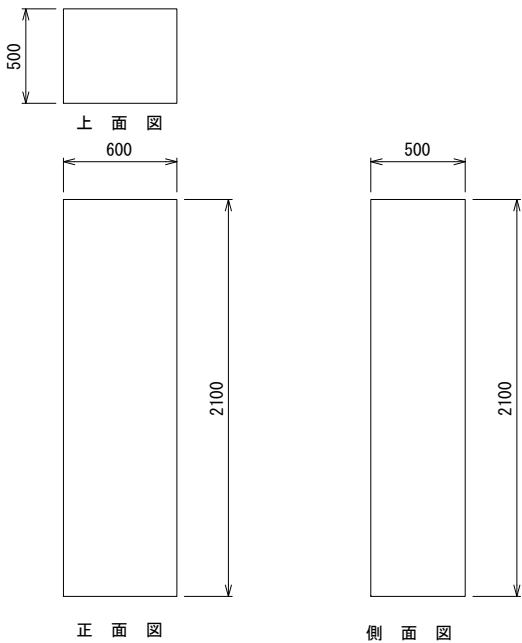
37.5kVA 発動発電装置 S=1:20



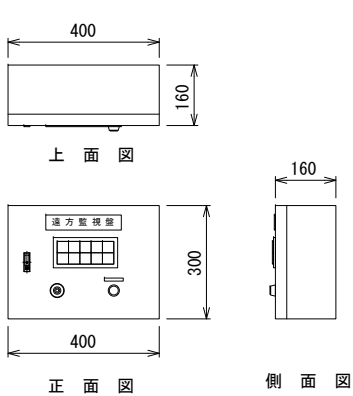
耐雷変圧器 S=1:20



切換盤 S=1:20



遠方監視盤 S=1:10

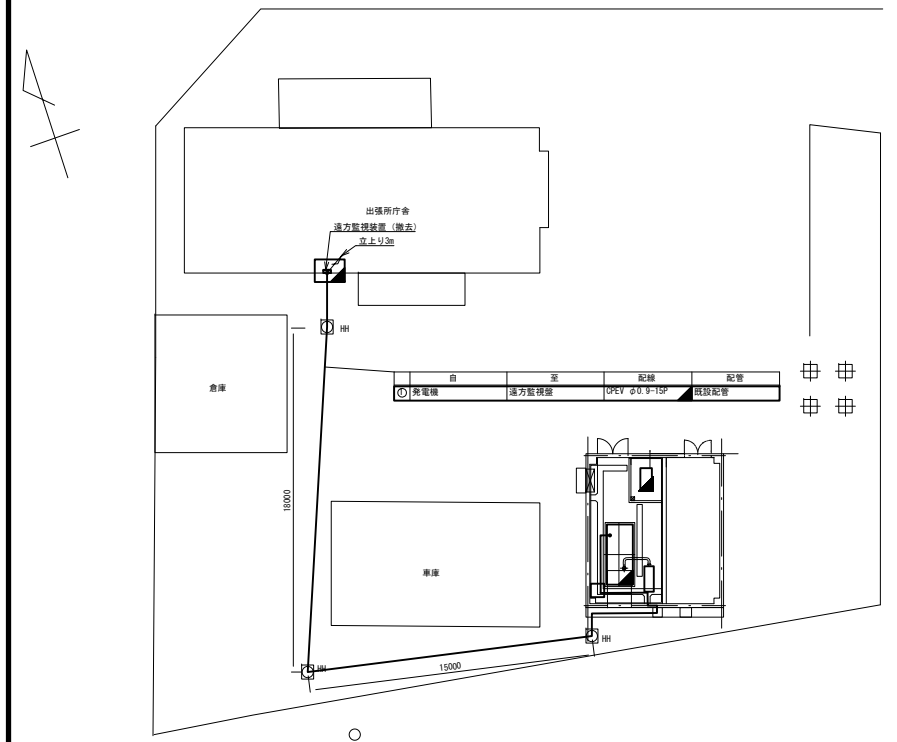


商用電源	発電機	操作自動	負荷	負荷
運転中	商用側	発電機側		
商用電源	発電装置	発電装置	燃料	点検中
異常	重故障	軽故障	油面低下	

表示灯記入文字

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事		
図面名	機器外形図（参考）		
年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	図示	図面番号	10 の 6
会社名	—		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

敷地平面図 S=1:100

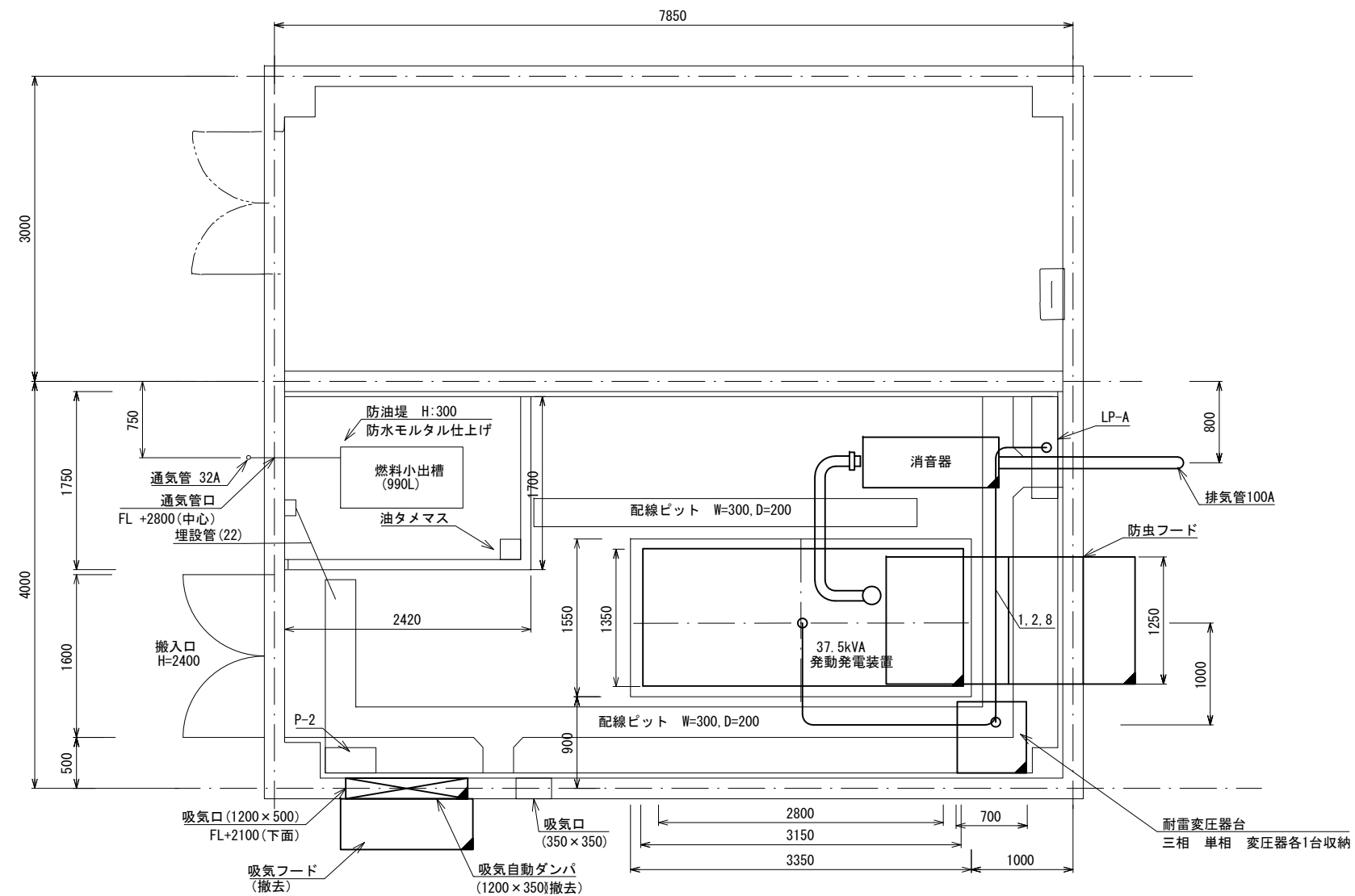


配線一覽表

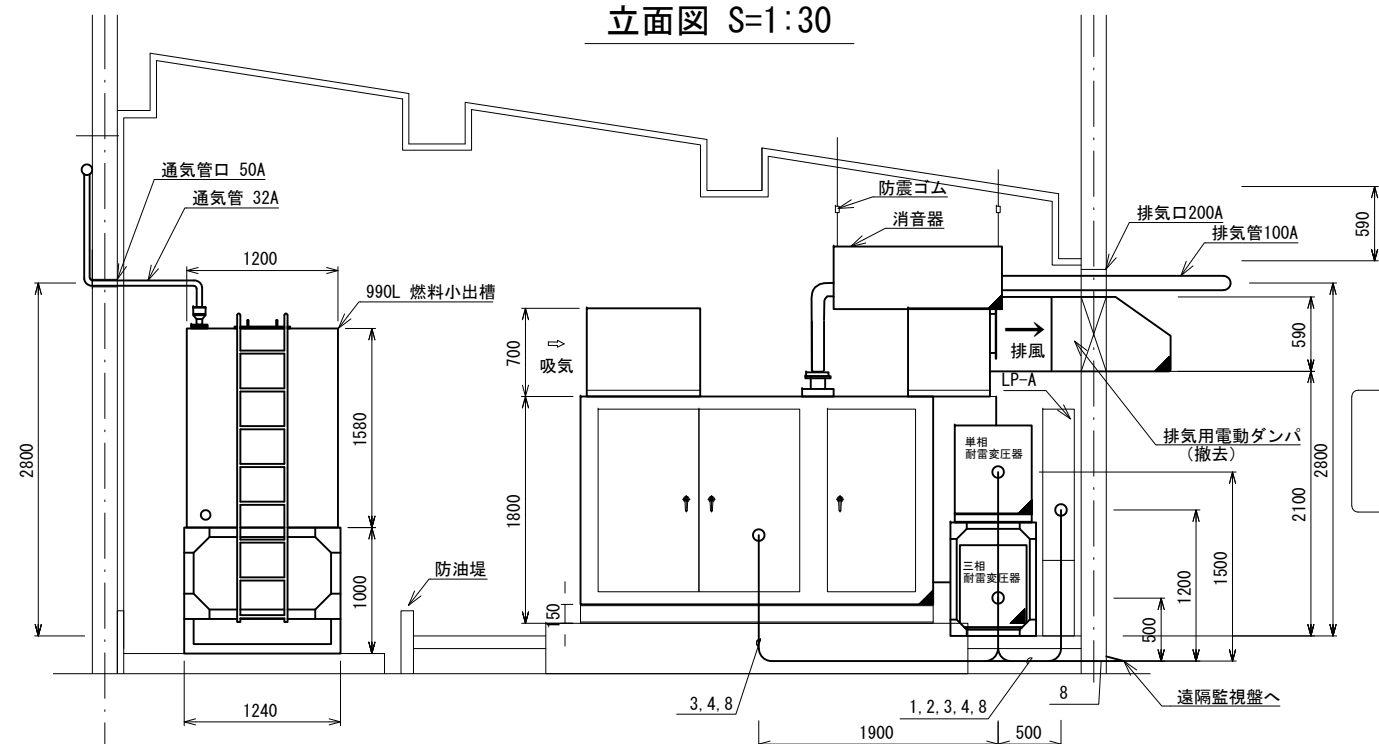
No.	自	至	配線	配管
1	LP-A	耐雷変圧器（三相）	CV14sq-3C	ビット
2	LP-A	耐雷変圧器（単相）	CVT 38sq	ビット
3	耐雷変圧器（三相）	発電機盤	CV14sq-3C	ビット
4	耐雷変圧器（単相）	発電機盤	CVT 38sq	ビット
5	発電発電装置	発電機盤	CV22sq-3C	機器内配線
6	発電機盤	LP-A	CV14sq-3C	ビット
7	発電機盤	LP-A	CV22sq-3C×2	ビット
8	発電発電装置	遠方監視盤	CPEV φ0.9-15p	ビット、既設配管

※吸気用自動ダンパ・吸気フード、排気用自動ダンパ・排気フードも撤去

発電機室平面図 S=1:30



立面图 S=1:30

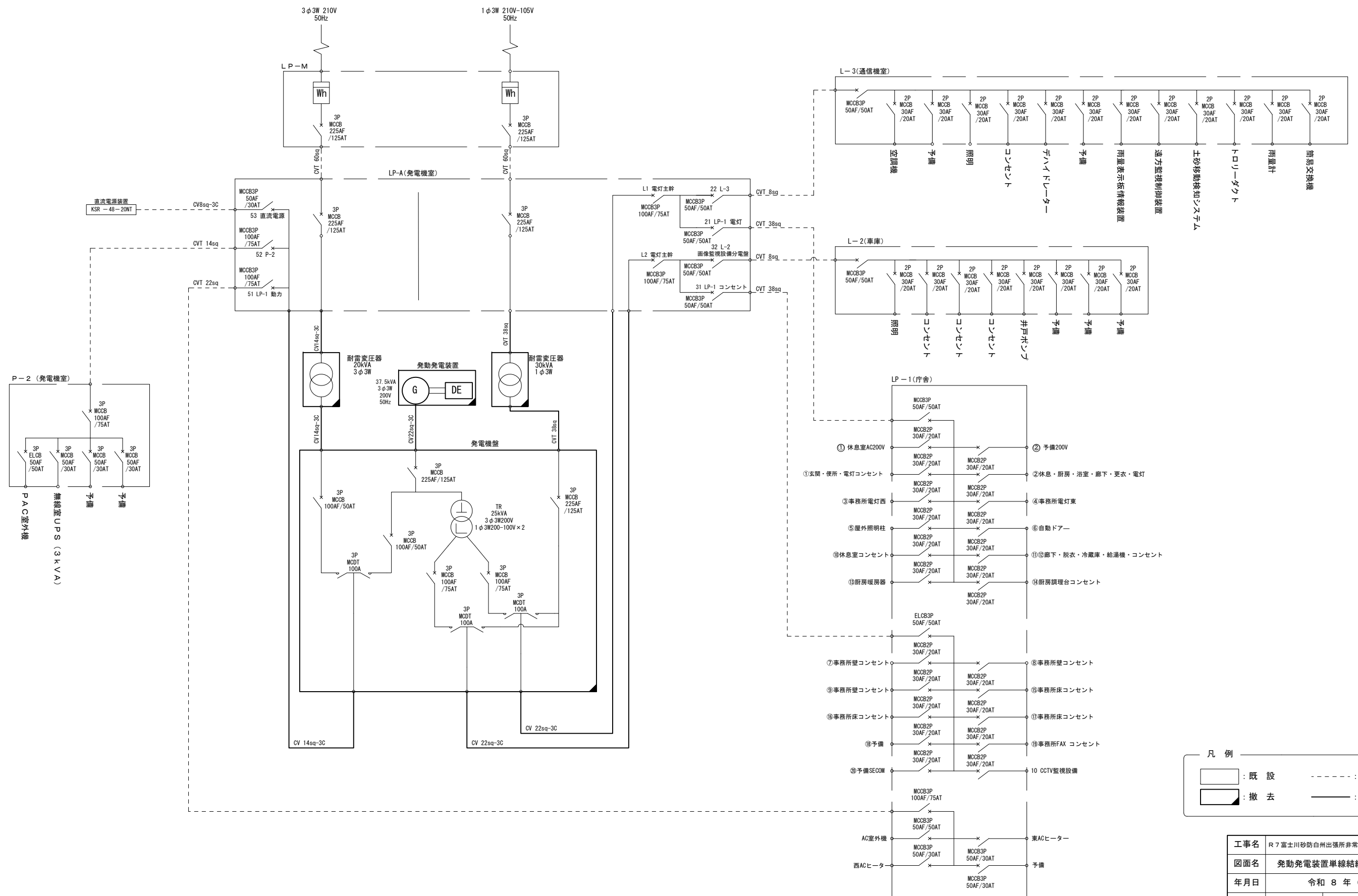


凡 例 _____

	: 既 設	-----	: 既 設
	: 撤 去	—————	: 撤 去

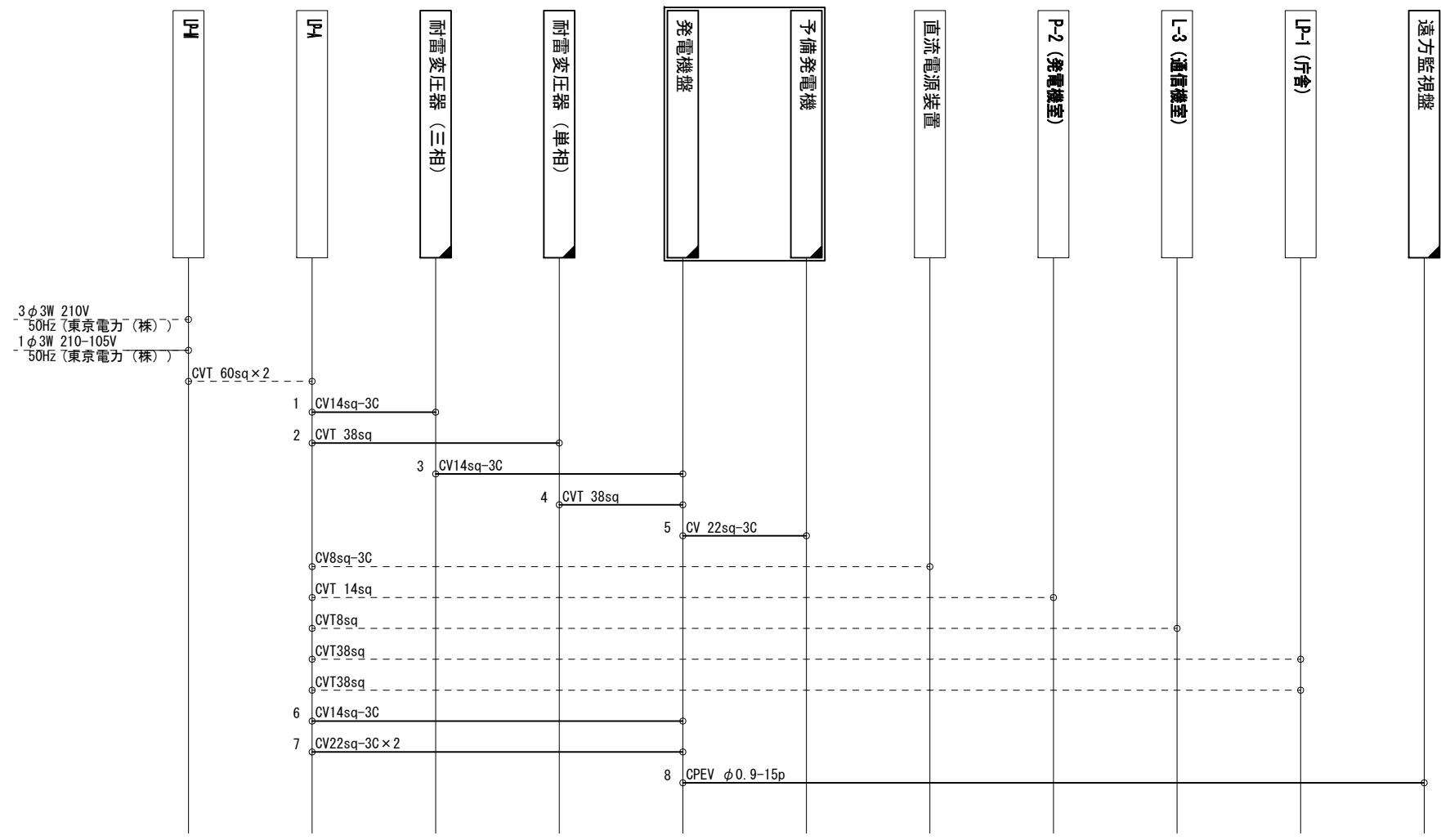
工事名	R7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事		
図面名	発動発電装置機器配置・配線ルート図（現状）		
年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	図示	図面番号	10 の 7
会社名	—		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

発動発電装置単線結線図（現状）



工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事		
図面名	発電発電装置単線結線図（現状）		
年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	NS	図面番号	10 の 8
会社名	—		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

発動発電装置配線系統図（現状）

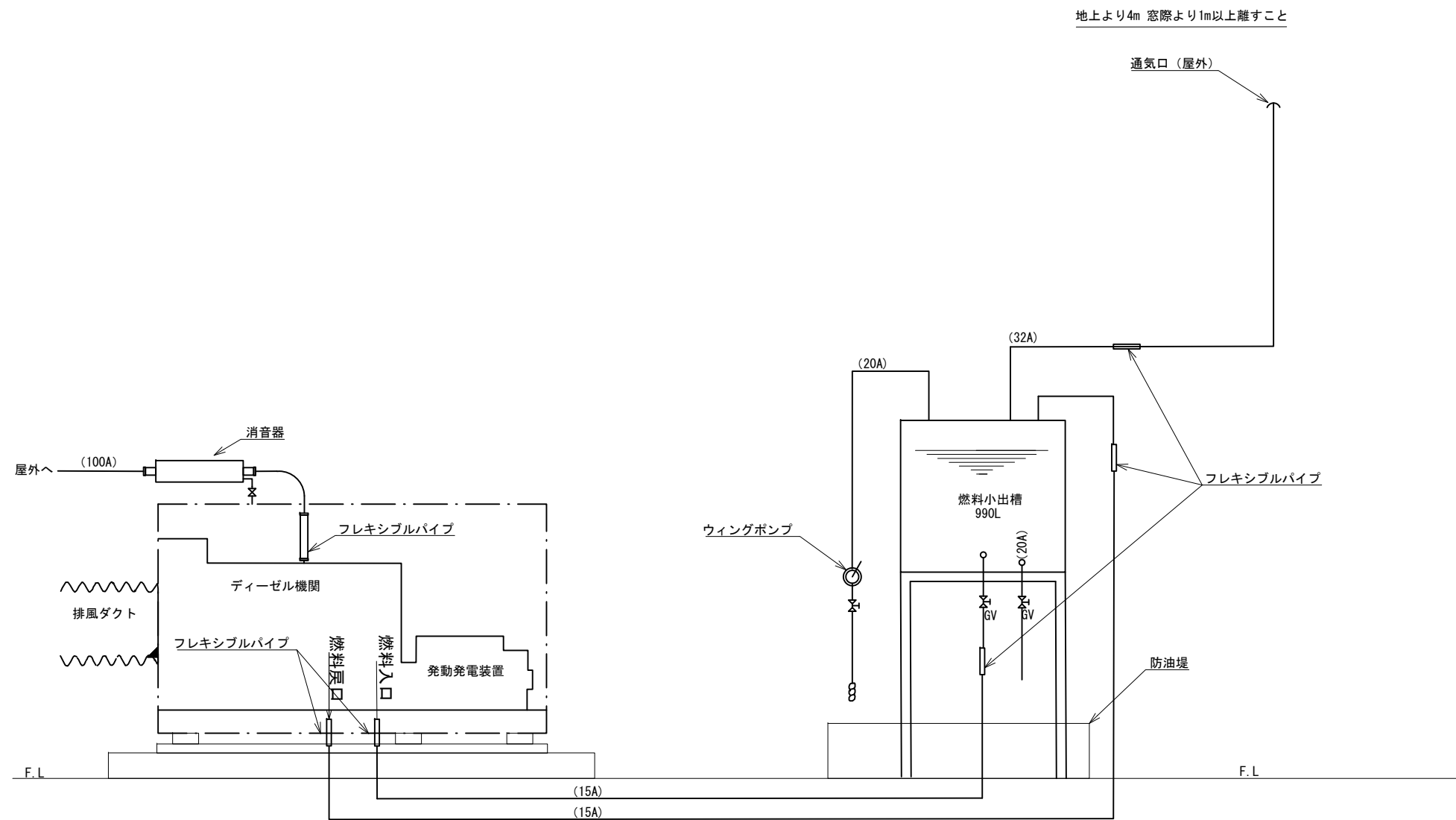


凡 例

	: 既 設		: 既 設
	: 撤 去		: 撤 去

工事名	R 7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事		
図面名	発動発電装置配線系統図（現状）		
年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	NS	図面番号	10 の 9
会社名	—		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

発動発電装置配管系統図（現状）参考図



凡 例

☐ : 既設

工事名	R7 富士川砂防白州出張所非常用発電設備設置工事		
図面名	発動発電装置配管系統図（現状）参考図		
年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	NS	図面番号	10 の 10
会社名	—		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		